# 関する法律における文部省関係法律の改正につい①地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に

びこれに伴う地方公共団体の事務区分の再構成、 かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、 各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確に に基づき、関係する法律四百七十五本を改正するものです。その趣旨は、 重して策定された「地方分権推進計画」(平成十年五月二十九日閣議決定) これは、 かつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、 地方分権推進委員会の第一次から第四次までの勧告を最大限尊 必置規制の整理合理化、 地方分権の推進を図ろうとするものです。 地方公共団体の行政体制の整備・ 機関委任事務制度の廃止及 国の関与等の縮減、 個性豊 権限 確

教育及びスポーツ行政における国の関与の見直し、文化財保護行政におけ地方教育行政を推進するための教育委員会制度の在り方等の見直し、社会の地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめ二十一本の法律を改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめ二十一本の法律を改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめ二十一本の法律を改正地方教育行政を推進するための具体化について」(平成十年九月二十一日)等に基づき、事項とされたものの具体化について検討した中央教育審議会の答申「今後事項とされたものの具体化について検討した中央教育審議会の答申「今後事項とざれたものの具体化については、地方分権推進計画及び同計画において検討

方公共団体の事務区分の再構成等を行うものです。る権限委譲の推進などのほか、機関委任事務制度の廃止及びこれに伴う地

理が図られるよう御配慮願います。

理が図られるよう御配慮願います。

特に、下記の事項につきまして御留意下さいようお願い申し上げます。特に、下記の事項につきまして御留意下さいますようお願い中し上げます。特に、下記の事項につきまして御留意下さいの教育機関等及び学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な事務処の教育機関等及び学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な事務処の教育機関等及び学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な事務処の教育機関等及び学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な事務処の教育機関等及び学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な事務処の教育機関等及び学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な事務処の教育機関等を改正する。

途通知する予定ですので、予め御承知下さいますようお願いいたします。 なお、関係政令及び省令の改正につきましては、おってこれを行い、別

#### 記

### + 共通関係

う所要の措置を講じる必要があること。改廃については、法が施行される平成十二年四月一日から施行されるよいても行うことができること。特に、必要な条例及び規則等の制定及び法並びに関係政令及び省令の施行ために必要な準備は、法施行前にお

- 文化財保護法の一部改正関係(法第百三十五条関係)
- 問系) 第六十一条及び第六十二条並びに改正前の文化財保護法第百条の二 (1) 埋蔵物として差し出された物件の鑑査等(文化財保護法第六十条、

[解釈上の留意点について]

に存する場合にあっては、当該指定都市又は中核市の教育委員会)が、教育委員会(埋蔵物の発見された土地が指定都市又は中核市の区域内会に委任することができることとしていたが、今後は、都道府県のれを行うこととし、これを機関委任事務として都道府県等の教育委員し出された物件の鑑査等の事務については、これまで文化庁長官がこ文化財保護法第六十一条及び第六十二条に規定する埋蔵物として差

自治事務としてこれを処理するものとしたこと。

間で十分協議を行うことが望ましいこと。務の処理に係る具体的な手続についてあらかじめ都道府県警察とのなお、文化財保護法第五十九条から第六十二条までの規定による事

及び第六十三条の二関係) (2) 所有者不明の出土文化財の所有権の帰属(文化財保護法第六十三条

### 経過措置について

と。と、は、都道府県に帰属するものとする経過措置が設けられているこれがの調査のための土地の発掘により発見したものを除くものの所化財の調査のための土地の発掘により発見したものを除くものの所を行の際現にその所有者が判明しないもののうち、国の機関が埋蔵文法附則第五十八条の規定により、法施行前に発見された文化財で法と。

紙 手続は、平成十一年七月二十一日文部省令第三十三号によること。 当該地方公共団体が、 団体に帰属させることが適切でないと考えられるなどの理由により、 とする経過措置が設けられていること。当該文化財を当該地方公共 日において当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するもの 定により、当該地方公共団体から申出があった場合を除き、 り国が貸し付けているものを除く。)の所有権は、 体において保管している国庫に帰属する出土文化財 また、 | 略 法附則第五十九条の規定により、 同条ただし書の規定により申出を行う場合の 法施行の際現に地方公共団 同条ただし書の規 (物品管理法によ 法施行

適当であること。

立なお、発掘調査を実施した地方公共団体以外の地方公共団体が出土なお、発掘調査を実施した地方公共団体とは別の地方公共団体に帰属させることが適当であるとが対している場合においては、施行日の前日までに、所有権が帰属するとが対した地方公共団体に関係させることが適当である。

### (3) 権限委譲(文化財保護法第九十九条関係)

[政令に係る留意事項について]

であること。

の内容について、政令で定める予定であること。委譲する(法定受託事務)」としたことを踏まえ、軽微な現状変更等の軽微な現状変更等の計可、その取消し・停止命令(文化財保護法の軽微な現状変更等の許可、その取消し・停止命令(文化財保護法の経際、同条同項第二号に関しては、地方分権推進計画において、

いては、 が指示等行うことができる権限について、政令で定める予定であるこ 道府県等の教育委員会に委譲する権限及び特定の場合に文化庁長官 行う事業者への発掘調査の指示(文化財保護法五十七条の二)につ る埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出の受理及び開発を 定の場合の文化庁長官の指示権限を認めることとする(文化財保護法 の指示権があることを法律上明示する。この場合、事業者に対する特 五十七条の二第二項等)(自治事務)」とし、「都道府県が処理してい いて、「都道府県教育委員会に、開発行為を行う事業者への発掘調 また、第九十九条第一項第六号に関しては、 指定都市へ委譲する(自治事務)」としたことを踏まえ、 地方分権推進 計 画 に 都 査

## 国の関与の見直し(改正前の文化財保護法第百四条関係

**[解釈上等の留意点について]** 

とともに、文化財保護法第九十九条等の規定による事務を処理するた文化庁長官の都道府県等の教育委員会に対する指揮監督を廃止する

成十一年度限りで廃止することとしていること。めに要する経費を国庫負担するための文化財保護事務費交付金を平

解釈上等の留意点について」

文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教育委員会に異議申立てをすることとなるこまが行った処分に不服のある者は、当該事務が自治事務である場合には文化庁長官に審査請求を、当該事務が自治事務である場合には文化庁長官に審査請求を、当該事務が自治事務である場合には文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教育委員会が行った処分に不服のある者は、当該事務が自治事務である場合には、第八十五合には文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教文化財保護法第九十九条第一項の規定により、